



Title	事務管理法の機能・位置付けの研究：日中裁判例の比較類型的考察 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	李, 光照
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15704号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91979
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Li_Guangzhao_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称： 博士（法学）

氏名 李 光照

学位論文題名

事務管理法の機能・位置付けの研究——日中裁判例の比較類型的考察

中国民法典（2021年）の前、法学教科書には「事務管理」という言葉があったが、旧ソ連民法の影響で（公民にとって社会主義集団の事務を他人の事務と看做すことができない）、中国の法律条文には「事務管理」という言葉は使用されていなかった。しかも、そのとき、事務管理の一般規定（「民法通則」93条）のみがある。現在、事務管理について、「民法典」第3編契約の第28章に6条文が置かれる。ゆえに、裁判例により、事務管理を検討することが必要であると思う。その他、地震多発の国家として、日本で事務管理の事案が多いはずであると思っていた。しかし、実は、日本で事務管理の事案が多いとはいえない。とくに、救助行為・隣家補修などは常に事務管理の教科書設例として出現するが、実は、このような事案がほとんど存在しない。それに対し、中国で救助行為の事案が少なくない。よって、事務管理制度が機能しうるか、機能しうるなら、現実の機能は何であるか、というものが重要な問題である。筆者が、事務管理について、日中裁判例の相違が何かということおよび相違の理由に興味を持っている。日中裁判例の整理を通じ、上記の問題を研究している。

本稿はまず、日本の事務管理法の系譜的考察の作業（第一章）を試みる。旧民法および現行民法の立法過程により、立法者の立場を明らかにする。事務管理について、立法者が本人の利益を保護するとともに、伝統的な文化の影響を受け、人類扶助機能を重視し、管理者の利益を見失わない。しかしながら、現在の事案（純粋的な利他的管理がほとんどない）から見ると、実は、事務管理法は立法者が予想外の機能も発揮している。すなわち、授権補完機能・填補機能・親族扶助機能である。

つぎに、先行研究を参考する上で（四宮和夫教授などの類型論）、日本の具体的な裁判例を分析し、各類型の特徴などを検討する（第二章）。よって、成立要件から、事務管理の分類作業を試みる。すなわち、①「他人のためにする意思」が厳格に捉えられる事案②「他人のためにする意思」が厳格に捉えられない事案③本人の意思を無視できる事案、というものである。その他、性質上から、①利益調整型②救済行為型③中間型という三つの類型に分類しようと思う。その後、日本の裁判例により、事務管理と隣接制度（不当利得・不法行為・契約）とを検討する（第三章）。よって、事務管理法の位置付け・機能を明らかにしよう。やはり、人類扶助機能があるから、事務管理は独立する意義がある。その他、現在の事務管理法が授権補完機能・填補機能・親族扶助機能を発揮しているといえる。

その後、中国の事務管理法の沿革（第四章）から見ると、今の中国民法が大陸法系に向かうということが見られるが、中国の伝統的な文化の影響および社会主義法系の影響を受け、中国の事務管理法は独自色があるといえる（例えば、事務管理による債権・債務は本質的に法が奨励する行為であると明言すること、賠償ではなくて被救助者による補償という言葉を使用することなど）。上記のごとく、中国で事務管理についての検討が少ないから、裁判例により、成立要件などを検討することが必要であると思う。よって、中国の裁判例を分析する上で、事務管理の共通点を析出する。中国の事務管理法は、公法政策上の意味が濃厚であるという結論を出す。すなわち、政策の目的の達成するため、「他人のためにする意思」という要件を活用している。

最後に、日中裁判例の相違を検討する。最も重要な相違が「救済行為型」における日中の歴然とした相違である。すなわち、中国で救助行為の事案が少ないが、日本で救助行為の事案がほとんどない。以下では、もう一度、この相違について、その法系譜的相違、さらには、その民法理論的意味を考えてみることにしたい。法系譜的相違から見ると、やはり、西欧諸国および日本は本人の意思をより重視する（従来の西欧法では、市場主義・利己主義の偏重の傾向があること）。それに対し、社会主義国家として、中国は公益をより重視する。その他、法理論的考察について、「好意」「利他主義」などの民法的展開により、事務管理法の意義・位置付けを検討する。利他主義と救助者の損害の補償という法的介入とは必ずしも矛盾ではない。しかも、事務管理法の費用償還請求権および損害賠償請求権の正当性を証明しうる。